

岩内町 健康福祉部 長寿介護課 ☎0135(67)7085

サービスを利用したときには費用の1割を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用するとき、 みなさんがサービス事業者に支払うのは、原則とし てかかった費用の1割です。

→介護保険で利用できる額には上限があります 介護保険では、要介護状態区分(要支援1・2、要介護1 ~5)に応じて利用できる上限額(支援限度額)が決められ ています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利 用者負担は1~3割ですが、上限を超えてサービスを利用 した場合には、超えた分は全額が利用者の負担になります。



要介護1(支給限度額167,650円)の人が、 20万円のサービスを利用した場合

支給限度額 167,650円 20万円のサービス利用

保険給付額(9割)150.885円

自己負担額+自己負担額(保険対象外)

32,350円

*施設を利用した際の食費や居住費(滞在費)も自己負担になります。

16.765円



要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援 2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護 2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護 5	362,170円

*上記の支給限度額は標準地域のもので、地域差は勘案していません。

1割の負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの、 1割の利用者負担の合計額(同 じ世帯内に複数の利用者がいる 場合には、世帯合計額)が高額 になり、一定額を超えたときは、 申請により超えた分が「高額介 護サービス費」等として後から 支給されます。

*市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

利用者負担段階区分		利用者負担上限額	
一般世帯		世帯: 44,400円	
住民税非課税世帯		世帯: 24,600円	
	合計所得金額および課税年金収入額		
	の合計が80万円以下の人	個人: 15,000円	
・生活保護の受給者		世帯: 15,000円	
・利用者負担を15,000円にすることで 生活保護の受給者とならない場合			
		個人: 15,000円	
	土心体設の文和省となりない場合		

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算して高額になった場合は、限 度額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度があります。

サービスを利用する手順

介護保険のサービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口に申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

●申請から利用までの流れ

申請する

サービスの利用を希望する人は、市区町村の担当窓口に「要介護認定」の申請をしましょう。申請は本人または家族が行いますが、申請に行くことができない場合などには、成年後見人、地域包括支援センター、または省令で定められた指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに、申請を代行してもらうこともできます。



申請に 必要な 物

- ●要介護•要支援認定申請書
- ●介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証(第2号被保険者の場合)

2

要介護認定が行われます

●認定調査/医師の意見書

市区町村の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族から聞き取り調査を行います。聞き取り調査は全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入を受けます。

また本人の主治医に心身の状況についての意見書を 作成してもらいます。主治医がいない場合には市区町 村の指定した医師が診断します。





● 審査·判定

認定調査の結果と医師の意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い(要介護状態区分)が判定されます。

認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市区町村から認定結果通知書と、 結果が記載された保険証が届きます。

【要介護状態区分】

【利用できるサービス】

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

介護保険の介護サービス(介護給付)

日常生活で介助を必要とする度合いの高い人で、生活の維持・ 改善を図るためのさまざまな介護サービスを利用できます。

介護保険の介護予防サービス(予防給付)

介護保険の対象者ですが、要介護状態が軽く、生活機能が改善 する可能性が高い人などが受けるサービスです。

市区町村が行う介護予防事業(地域支援事業)

介護保険の対象者にはなりませんが、生活機能の向上が必要と 判定された人などが利用できます。

市区町村により介護予防・日常生活支援総合事業を利用できる場合があります。

ケアプランを作成します

要介護1~5と認定された人は、在宅サービスと施設サービスのどちらかを選択し、在宅 の場合は居宅介護支援事業者のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め介 護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。

要支援1 • 2と認定された人は、地域包括支援センターで保健師等が中心となって介護 予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成します。

サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。

サービスを利用します

サービス事業者に保険証を提示して、ケアプランにもと づいた一ビスを利用します。

ケアプランにもとづいたサービスの利用者負担は原則 として費用の1割です。



有効期間がすぎる前に

認定の有効期間は原則6か月(更新認定の場合は12 か月)です。引き続きサービスを利用したい場合には、 有効期間満了前に更新または変更の申請をしてください。

●介護が必要な程度に 変化がない場合は

更新の申請を します

介護が必要な程度に 変化があった場合は 認定の変更を 申請します

介護サービス、介護予防サービスが 利用できます

要介護1~5/要支援1-2の人が利用できるサービス(介護給付/予防給付)

●利用者負担は原則としてサービス費用の1割です。●介護職員の処遇を改善するための加算などが追加される場合があります。

在宅サービス

诵

所

し

て

利

用

す

る

サービスの種類

要介護1~5の人

要支援1-2の人

通所介護 (デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴 などの日常生活上の支援や、 生活行為向上のための支援を 日帰りで行います。

通所介護施設で日常生活上の支援などの共通的 サービスと、その人の目標に合わせた選択的サー ビス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の 向上、生活機能向上グループ活動)を提供します。

介護予防通所介護

■サービス費用の目安

■サービス費用の目安(月単位の定額) (共通的サービス)*送迎、入浴含む

通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満)*送迎を含む

要介護1~5

要支援 1▶1 か月 16,720 円 要支援 2 1 か月 34.280 円

介護老人保健施設や医療機関等で、共通的サービ

スとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行

うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス

(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)

6,550 円~11,420 円

療養通所介護

(難病やガン末期等の要介護者を対象)

6時間以上8時間未満▶15,000円

通所リハビリ テーション (デイケア) 介護予防通所リハ

ビリステーション

介護老人保健施設や医療機関 等で、食事、入浴などの日常 生活上の支援や生活行為向上 のためのリハビリテーションを、 日帰りで行います。

■サービス費用の目安

通常規模の事業所の場合

(7 時間以上 8 時間未満)*送迎を含む

要介護1~5

7.570 円~13.690 円

■サービス費用の目安(月単位の定額)

(共通的サービス)*送迎、入浴含む

を提供します。

要支援 1▶1 か月 20,530 円 要支援 2 1 か月 39,990 円



選択的サービスを利用します

介護予防通所介護などの中で、要支援1・2の人に提供される選択的サービスとし て、以下のようなプログラムがあります。

利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

運動器の機能向上

理学療法士等の指導により、ストレッチや 有酸素運動、筋力トレーニング、バランス トレーニングなどを行います。

栄養改善

栄養管理士等が、低栄養素を予防 するための食べ方や、食事作りや 食材購入方法の指導、情報提供な どを行います。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士等が、歯 みがきや義歯の手入れ法の指導や、

摂食・嚥下機能を向上させる訓練な どを行います。

サービスの種類

要介護1~5の人

要支援1・2の人

訪問介護 (ホームヘルプ) 介護予防訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入 浴、排泄、食事等の身体介護や調理、 洗濯などの生活援助を行います。通 院など目的とした、乗降介助(介 護タクシー)も利用できます。

利用者が自力では困難な行為につい て、同居家族の支援や地域の支えあ い・支援サービスなどが受けられな い場合には、ホームヘルパーによる サービスが提供されます。

■サービス費用の目安

生活補助(45 分以上)▶

■サービス費用の目安(月単位の定額)

週1回程度の利用 要支援1・2▶

1か月11,760円

週2回程度の利用 要支援1・2▶

3.960 円

2,250円

1か月 23,490円

週2回程度を越える利用

要支援2のみ▶

1か月37,270円

*早朝、夜間、深夜などは加算あり

通院のための乗車または降車の介助▶ 990円(1回につき)

身体介護(30 分以上 1 時間未満)▶

*移送にかかる費用は別途自己負

- *身体介護・生活補助の区分はありません。
- *乗車・隆車等介助は利用できません。

訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、 浴槽を提供しての入浴介護を行います。

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、 介護予防を目的とした入浴の支援を 行います。



■サービス費用の目安

12.600円

■サービス費用の目安

8.520円

訪問リハビリテ ション 介護予防訪問リハビリ テーション



居宅での生活行為を向上させる ために理学療法士や作業療法士、 言語聴覚士が訪問してリハビリ テーションを行います。

■サービス費用の目安(1回につき※)

3.070円

※20 分間リハビリテーションを行った場合

居宅での生活行為を向上させる訓練 が必要な場合に、理学療法士や作業 療法士、言語聴覚士が訪問して短期 集中的なリハビリテーションを行い ます。

■サービス費用の目安(1回につき※)

3.070円

※20 分間リハビリテーションを行った場合

訪問看護 介護予防訪問看護

疾患等を抱えている人について、看 護師などが居宅を訪問して、療養上 の世話や診療の補助を行います。

疾患等を抱えている人について、看 護師などが居宅を訪問して、介護予 を目的とした療養上の世話や診療 の補助を行います。



■サービス費用の目安

訪問介護ステーションから(30分未満)▶

4.700円

病院または診療所から(30 分未満)▶ 3.980 円 ■サービス費用の目安

訪問介護ステーションから(30 分未満)▶

4,500円

病院または診療所から(30 分未満)▶

3,810円

居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養 士などが居宅を訪問し、療養上の管 理や指導を行います。

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養 士などが居宅を訪問し、介護予防を 目的とした療養上の管理や指導を行 います。



■サービス費用の目安

医師による指導▶

5,140円(1か月に2回まで)

■サービス費用の目安

医師または歯科医による指導▶

5,140円(1か月に2回まで)

サービスの種類 要介護1~5の人

要支援1・2の人

福祉用具貸与

介護予防福祉用具 貸与







日常生活の自立を助けるための福 祉用具を貸与します

- •車いす •車いす付属品
- •特殊寝台 •特殊寝台付属品
- ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
- •手すり(工事をともわないもの)
- ・スロープ(工事をともなわないもの)
- ・歩行器・歩行補助つえ
- ·認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具を除く)
- ●自動排泄処理装置(要介護4~5の人のみ)
- ■サービス費用の目安

実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

福祉用具のうち介護予防に役立つも のについて貸与をおこないます。

- •手すり(工事をともわないもの)
- ・スロープ(工事をともなわないもの)
- ・歩行器 ・歩行補助つえ

■サービス費用の目安

実際に貸与に要した費用に応じて異なります。

品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用 リフト(つり具を除く)は原則として保険給付の対象となりません。

特定福祉用具販売

福祉用具 購入費の支給

特定介護予防福祉 用具販売





入浴や排泄などに使用する福祉 用具を販売し、その購入費を支 給します(年間10万円を上限)。

- 腰掛け便座 ・入浴補助用具
- •特殊尿器 ■簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具

入浴や排泄などに使用する福祉 用具のうち介護予防に役立つ用 具を販売し、その購入費を支給し ます(年間10万円を上限)。

- ・腰掛け便座・入浴補助用具
- •特殊尿器 •簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具
- ■指定された事業者から購入した場合のみ、福祉用具購入費が支給されます。

■要支援1・2および要介護1の人には、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属

■事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されています。

住宅改修費支給

介護予防住宅改修費支給



短

期

間

入

所

す

る

手すりの取り付けや段差解消な どの住宅改修をした際、20万円 を上限に費用を支給します。

■事前の申請が必要になります。

介護予防に役立つ手すりの取り 付けや段差解消などの住宅改修 をした際、20万円を上限に費用 を支給します。

サービスの種類

要介護1~5の人

要支援1・2の人

短期入所生活/ 療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活/ 療養介護



介護老人福祉施設や医療施設に 短期間入所して、日常生活上の 支援や機能訓練などが受けられ ます。

■サービス費用の目安

●短期入所生活介護

介護老人福祉施設(併用型・多床室)の場合(1日につき)

要介護1~5 ▶ 5,960 円~8,740 円

●短期入所療養介護

介護老人保健施設(多床室)の場合(1日につき)

要介護1~5 ▶ 8,270 円~10,450 円

介護老人福祉施設や医療施設に 短期間入所して、介護予防を目 的とした日常生活上の支援や機 能訓練などが受けられます。

■サービス費用の目安

●介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設(併用型・多床室)の場合(1日につき)

要 支 援 1 ▶ 4,460 円

要支援2 ▶ 5,550円

●介護予防短期入所生活介護

介護老人保健施設(併用型・多床室)の場合(1日につき)

要 支 援 1 ▶ 6,100 円

要 支 援 2 ▶ 7,680 円

サービスの種類

要介護1~5の人

要支援1・2の人

特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護



有料老人ホーム等に入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

■サービス費用のめやす(1日につき)

要介護1~5▶

5,380 円~8,070 円

有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

■サービス費用のめやす(1日につき)

要 支 援 1 ▶ 1,820 円

要 支 援 2 ▶ 3,110 円

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援	サービスの種類	サービスの内容	サービスの種類	サービスの内容
	定期巡回• 随時対応型 訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数 回の定期訪問と随時の 対応で、介護と看護を一 体的に提供します。	複合型サービス	小規模多機能型居宅介 護と訪問看護を組み合 わせて、サービスを柔軟 に提供します。
	小規模多機能型 居宅介護 介護予防小規模 多機能型居宅介護	通所を中心に、利用者の 選択に応じて訪問や泊 まりのサービスを組み合 わせて提供します。	認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対 応型共同生活介護 ※要支援2の人のみ利用できます。	認知症高齢者がスタッフ の介護を受けながら共同 生活する住宅です。
	夜間対応型 訪問介護	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や 通報システムによる夜間 専用の訪問介護です。	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	定員が30人未満の小規 模な介護老人福祉施設 に入所するための介護 サービスです。
	認知症対応型 通所介護 介護予防認知症 対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する 通所介護です。	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入所するための介護サービスです。

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

地域密着型サービス ※要介護1~5の人が利用できます(要支援1・2の人は利用できません)。

	サービスの種類		要介護1~5の人
施設に入所する		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難 な人が入所して、日常生活上の支援や 介護が受けられます。
		介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心とした ケアを行います。
		介護療養型医療施設 ^(療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。